

# 新型コロナウイルス税法に係る 印紙税の非課税措置に関するQ & A

## 《 目 次 》

1	公的貸付機関等が行う一定の金銭の貸付けに係る消費貸借契約書についての非課税措置 (非課税措置の対象となる「消費貸借契約書」)	
問1	新型コロナウイルス税法により印紙税が非課税とされることとなった公的貸付機関等が行う一定の金銭の貸付けに係る「消費貸借契約書」とは、どのようなものですか。【令和7年4月改訂】	4
	(「特定事業者」の意義)	
問2	特定事業者とは、どのような者をいうのですか。	4
	(「公的貸付機関等」の意義)	
問3	「公的貸付機関等」とは、どのような者をいうのですか。【令和2年6月改訂】	5
	(地方公共団体が特別に有利な条件で行う金銭の貸付け)	
問4	問3①の「地方公共団体」が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。	6
	(政府系金融機関が特別に有利な条件で行う金銭の貸付け)	
問5	問3②から⑤までの「株式会社日本政策金融公庫」、「沖縄振興開発金融公庫」、「独立行政法人中小企業基盤整備機構」又は「独立行政法人福祉医療機構」(以下「政府系金融機関」といいます。)が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。【令和2年6月改訂】	7
	(預託等貸付金融機関が特別に有利な条件で行う金銭の貸付け)	
問6	問3⑥の「預託等貸付金融機関」が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。	8
	(転貸者が特別に有利な条件で行う金銭の貸付け)	
問7	問3⑦の「転貸者」が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。	9
	(指定金融機関が特別に有利な条件で行う金銭の貸付け)	
問8	問3⑧の「指定金融機関」が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。	10
	(融資機関が特別に有利な条件で行う金銭の貸付け)	
問9	問3⑨の「融資機関」が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。	10
	(有利な貸付条件の判定)	
問10	従来から有している他の金銭の貸付制度の条件に比べて有利な条件で行われる金銭の貸付制度かどうかはどのように判定するのですか。	11

(転貸者が行う金銭の貸付け)

問11 沖縄振興開発金融公庫等が新設した特別転貸制度の下で、転貸者が金銭の貸付けを受け、沖縄振興開発金融公庫等の定めるところにより、特定事業者に対して貸付けを行います。沖縄振興開発金融公庫等と転貸者との間で作成される消費貸借契約書は非課税対象となりますか。…………… 11

(貸付者が作成する契約書)

問12 特定事業者に対する問1の①から④までの全ての要件を満たす金銭の貸付けに係る消費貸借契約書のうち、貸付者である金融機関が作成する契約書も非課税措置の対象になりますか。…………… 11

(事務代理人が作成する契約書)

問13 特定事業者に対する問1の①から④までの全ての要件を満たす金銭の貸付けに係る消費貸借契約書のうち、公的貸付機関等から貸付業務の事務の代理を受けた民間金融機関が作成するものも、非課税措置の対象になりますか。…………… 12

(2以上の号の課税事項を記載した契約書)

問14 一の文書が、特定事業者に対する問1の①から④までの全ての要件を満たす金銭の貸付けに係る消費貸借契約書(第1号の3文書)と売上代金以外に係る金銭等の受取書(第17号の2文書)とに該当し、通則3のイの規定により文書の所属が消費貸借契約書(第1号の3文書)となる場合、非課税措置の対象になりますか。…………… 12

(新型コロナウイルス感染症の発生により作成する変更契約書)

問15 新型コロナウイルス感染症の発生前に作成された消費貸借契約書の記載事項について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により借主である事業者の経営に影響を受けたことに起因して、例えば、返済期限の変更をする契約書は、非課税措置の対象になりますか。…………… 12

(特別に有利な条件が適用される限度額を超えて行われる貸付けに係る消費貸借契約書)

問16 当市では、特定事業者向けに、貸付限度額1億円(そのうち特別に有利な条件が適用されるのは3,000万円まで)の貸付制度を設けており、この貸付制度の下で5,000万円を貸し付けることとする消費貸借契約書を作成しましたが、非課税措置の対象になりますか。…………… 13

## 2 一定の金融機関が行う一定の金銭の貸付けに係る消費貸借契約書についての非課税措置

(非課税措置の対象となる「消費貸借契約書」)

問17 新型コロナ特法により、印紙税が非課税とされることとなった一定の金融機関が行う一定の金銭の貸付けに係る「消費貸借契約書」とは、どのようなものですか。【令和7年4月改訂】…………… 14

(一定の金融機関)

問18 「一定の金融機関」とは、どのような者をいうのですか。【令和2年6月改訂】…………… 14

(特別に有利な条件で行う金銭の貸付け)

問19 一定の金融機関が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。…………… 15

(「貸付金の据置期間が6月以上であるもの」の意義)

問20 当銀行では、特定事業者を対象として、次のような貸付制度を設けましたが、この貸付制度の下で行われる金銭の貸付けは問19③の特別に有利な条件で行う金銭の貸付け(特別貸付け)に該当しますか。…………… 15

(既存の貸付制度の下で行う金銭の貸付け)

問21 当銀行では、特定事業者以外の者に対しても融資が可能な既存の貸付制度の下で、特定事業者を対象に、その経営に影響を受けたことを条件として貸付条件を優遇して貸付けを行いました。この貸付けは非課税措置の対象となる金銭の貸付けに該当しますか。…………… 16

(消費貸借契約書において明らかにされているもの)

問22 新型コロナ特令第8条第6項に規定される「特定事業者に対する特別貸付けであることが当該消費貸借契約書において明らかにされているもの」とは、どのようなものをいうのですか。…………… 16

### 3 過誤納確認関係

(施行前に作成した消費貸借契約書について既に印紙税を納付している場合)

問23 新型コロナ特法が施行されるまでの間に、施行後であれば非課税措置が適用される金銭借用証書を作成し、株式会社日本政策金融公庫に提出しました。この金銭借用証書には、既に収入印紙を貼付していますが、救済措置はあるのでしょうか。【令和7年4月改訂】…………… 17

(特例法の施行日以後に作成したものに印紙税を納付した場合)

問24 新型コロナ特法の施行日以後に作成した非課税とされる契約書について、非課税措置を知らずに印紙税を納付してしまいましたが、印紙税の過誤納確認申請ができますか。…………… 18

(印紙税過誤納確認申請の期限)

問25 印紙税の過誤納確認申請は、いつまでできるのですか。…………… 18

※ 関係法令等の略語は、次のとおりです。

新型コロナ特法……………新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)

新型コロナ特令……………新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(令和2年政令第160号)

新型コロナ特令の一部を改正する政令……………新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第206号)」

新型コロナ特規則……………新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(令和2年省令第44号)

新型コロナ特法通達……………新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の施行に伴う印紙税の取扱いについて(法令解釈通達)

租特法……………租税特別措置法(昭和32年法律第26号)

通則……………印紙税法(昭和42年法律第23号)別表第1の課税物件表における課税物件表の適用に関する通則

## 1 公的貸付機関等が行う一定の金銭の貸付けに係る消費貸借契約書についての非課税措置

(非課税措置の対象となる「消費貸借契約書」)

(問1) 新型コロナ特法により印紙税が非課税とされることとなった公的貸付機関等が行う一定の金銭の貸付けに係る「消費貸借契約書」とは、どのようなものですか。【令和7年4月改訂】

(答)

印紙税が非課税とされる地方公共団体、政府系金融機関等（以下「公的貸付機関等」といいます。）が行う一定の金銭の貸付けに係る「消費貸借契約書」とは、次の①から④までのすべての要件を満たす金銭の貸付けに関して作成される消費貸借契約書で、令和7年8月31日までに作成されるものです（新型コロナ特法11①、新型コロナ特令8②）。

- ① 金銭の貸付けを受ける者が新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者（以下「特定事業者」といいます。）（問2参照）であること
- ② 金銭の貸付けを行う者が、公的貸付機関等（問3参照）であること
- ③ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けたことを条件として行う金銭の貸付けであること
- ④ 他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付け（問4～9参照）であること

※ 新型コロナ特法に規定する「新型コロナウイルス感染症」とは、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、）である感染症をいいます。

(「特定事業者」の意義)

(問2) 特定事業者とは、どのような者をいうのですか。

(答)

特定事業者とは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者をいい（新型コロナ特令8①二）、例えば、事業者又はその親族、従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したことによる影響のほか、イベント開催又は外出等の自粛要請、入国制限、賃料の支払猶予要請等の各種措置による影響等により、収入の減少又は売掛債権の固定化等その経営の状況が悪化した事業者をいいます（新型コロナ特法通達2）。

（「公的貸付機関等」の意義）

（問3） 「公的貸付機関等」とは、どのような者をいうのですか。【令和2年6月改訂】

（答）

「公的貸付機関等」とは、具体的には次の者をいいます（新型コロナ税特法11①、新型コロナ税特令8①）。

- ① 地方公共団体 ② 株式会社日本政策金融公庫 ③ 沖縄振興開発金融公庫  
④ 独立行政法人中小企業基盤整備機構 ⑤ 独立行政法人福祉医療機構  
⑥ 預託等貸付金融機関 ⑦ 転貸者 ⑧ 指定金融機関 ⑨ 融資機関

（注1） ⑥預託等貸付金融機関とは、地方公共団体等（地方公共団体、国から出資を受けた者から金銭の貸付けを受けた者又は地方公共団体から金銭の貸付けを受けた者をいいます。）から金銭の預託又は指定（信用保証協会がその債務の全部又は一部を保証するもので、その保証に係る保証料に相当する金額の全部又は一部について国が補助その他の助成を行う金銭の貸付けを行う者としての指定をいいます。）を受け、当該地方公共団体等の定めるところにより特定事業者（注2）に金銭の貸付けを行う者をいいます。

※1 地方公共団体等から金銭の預託を受けることなく、利子補給等の補助その他の助成を受け、特定事業者（注2）に金銭の貸付けを行う者は、預託等貸付金融機関に該当しません。

※2 1の場合において、特定事業者（注2）に金銭の貸付けを行う者が「一定の金融機関」（問18参照）に該当する場合、一定の金融機関が行う金銭の貸付けとして、印紙税の非課税措置の対象となる金銭の貸付けに該当するかどうかを判断することとなります（問17、19参照）。

（注2） ⑦転貸者とは、沖縄振興開発金融公庫、株式会社商工組合中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫から金銭の貸付け（株式会社商工組合中央金庫にあつては株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項により認定された同法第2条第5号に規定する危機対応業務として行う同法第4号に規定する特定資金の貸付けに限ります。）を受け、当該沖縄振興開発金融公庫等の定めるところにより特定事業者（注2）に金銭の貸付けを行う者をいいます。

（注3） ⑧指定金融機関とは、株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項に規定する指定金融機関（同項の規定による指定を受けたとみなされた者を含みます。）をいいます。

令和2年4月30日現在、指定金融機関としては、株式会社日本政策金融公庫法附則第45条第1項及び第46条第1項により指定を受けたとみなされた者である株式会社日本政策投資銀行及び株式会社商工組合中央金庫があります。

（注4） ⑨融資機関とは、農業近代化資金融通法第2条第2項各号又は漁業近代化資金融通法第2条第2項各号に掲げる者をいいます。具体的には、農業協同組合、漁業協同組合、農林中央金庫等があります。

(地方公共団体が特別に有利な条件で行う金銭の貸付け)

(問4) 問3①の「地方公共団体」が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。

(答)

地方公共団体が行う金銭の貸付けのうち、次の①から③までのいずれかの貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当します（新型コロナ特令8②一、新型コロナ特規則6②）。

① 一般事業者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項に規定する感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者をいいます。以下同じ。）に対する特別貸付制度（他の金銭の貸付けの条件（貸付金の利率、据置期間、貸付限度額、償還期間、貸付金の返済方法、貸付金の使途、担保の提供、借換えの可否又は保証料率をいいます。）よりも有利な条件で行われる貸付制度をいい、指定災害の被害者に対する特別貸付制度<sup>(注)</sup>を除きます。②及び③において同じ。）を令和2年2月1日の前日に有していなかった場合において、特定事業者に対する特別貸付制度を設け、その特別貸付制度の下で行う金銭の貸付け

(注) 租税特別措置法第91条の4第1項の規定が適用される特別貸付制度をいいます。

- ② 一般事業者に対する特別貸付制度を令和2年2月1日の前日に有していた場合において、特定事業者に対して、従来の特別貸付制度よりも有利な条件の特別貸付制度を設け、その特別貸付制度の下で行う金銭の貸付け
- ③ 一般事業者に対する特別貸付制度を令和2年2月1日の前日に有していた場合において、従来の特別貸付制度の下では貸付けを受けられなかった特定事業者に対して、従来の制度と同等の条件の特別貸付制度を設け、その特別貸付制度の下で行う金銭の貸付け

(政府系金融機関が特別に有利な条件で行う金銭の貸付け)

(問5) 問3②から⑤までの「株式会社日本政策金融公庫」、「沖縄振興開発金融公庫」、「独立行政法人中小企業基盤整備機構」又は「独立行政法人福祉医療機構」(以下「政府系金融機関」といいます。)が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。【令和2年6月改訂】

(答)

政府系金融機関が行う金銭の貸付けのうち、次の①から④まで(「独立行政法人中小企業基盤整備機構」及び「独立行政法人福祉医療機構」については①から③まで)のいずれかの貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当します(新型コロナ特令8②二、新型コロナ特規則6③)。

① 一般事業者に対する特別貸付制度(他の金銭の貸付けの条件(貸付金の利率、据置期間又は貸付限度額をいいます。)よりも有利な条件で行われる貸付制度をいい、指定災害の被害者に対する特別貸付制度<sup>(注)</sup>を除きます。②及び③において同じ。)を令和2年2月1日の前日に有していなかった場合において、特定事業者に対する特別貸付制度を設け、その特別貸付制度の下で行う金銭の貸付け

(注) 租税特別措置法第91条の4第1項の規定が適用される特別貸付制度をいいます。

② 一般事業者に対する特別貸付制度を令和2年2月1日の前日に有していた場合において、特定事業者に対して、従来の特別貸付制度よりも有利な条件の特別貸付制度を設け、その特別貸付制度の下で行う金銭の貸付け

③ 一般事業者に対する特別貸付制度を令和2年2月1日の前日に有していた場合において、従来の特別貸付制度の下では貸付けを受けられなかった特定事業者に対して、従来の特別貸付制度と同等の条件の特別貸付制度を設け、その特別貸付制度の下で行う金銭の貸付け

④ 特定事業者(株式会社日本政策金融公庫法第2条第2号に規定する農林漁業者であるものに限り、)に対して行う特別貸付け(沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号に掲げる資金又は株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄に掲げる資金の貸付け(貸付金の償還期間が1年以上のもので、国が補助その他の助成を行うことにより当初5年間<sup>(注)</sup>は特定事業者以外の者に対する金銭の貸付けに比べて実質的に利子が軽減される等の財務省令で定める要件に該当するものに限り、))

(注) 「当初5年間」には、貸付期間が5年未満の金銭の貸付けについて、その期間すべてにおいて実質的に利子が軽減される場合を含みます。

(預託等貸付金融機関が特別に有利な条件で行う金銭の貸付け)

(問6) 問3⑥の「預託等貸付金融機関」が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。

(答)

「預託等貸付金融機関」が行う金銭の貸付けのうち、次の①から③までのいずれかの貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当します（新型コロナ税特令8②三、新型コロナ税特規則6①）。

① 地方公共団体等（地方公共団体、国から出資を受けた者から金銭の貸付けを受けた者又は地方公共団体から金銭の貸付けを受けた者をいいます。以下同じ。）が一般事業者に対する特別預託等貸付制度（他の預託等貸付制度よりも有利な条件（貸付金の利率、据置期間、貸付限度額、償還期間、貸付金の返済方法、貸付金の使途、担保の提供、借換えの可否又は保証料率をいいます。）で行われる預託等貸付制度をいい、指定災害の被害者に対する特別預託貸付制度<sup>(注)</sup>を除きます。②及び③において同じ。）を令和2年2月1日の前日に有していなかった場合において、当該地方公共団体等が特定事業者に対する特別預託等貸付制度を設け、その特別預託等貸付制度の下で預託等貸付金融機関が行う金銭の貸付け

（注）租税特別措置法第91条の4第1項の規定が適用される特別預託貸付制度をいいます。

② 地方公共団体等が一般事業者に対する特別預託等貸付制度を令和2年2月1日の前日に有していた場合において、当該地方公共団体等が特定事業者に対して、従来の特別預託等貸付制度よりも有利な条件の特別預託等貸付制度を設け、その特別預託等貸付制度の下で預託等貸付金融機関が行う金銭の貸付け

③ 地方公共団体等が一般事業者に対する特別預託等貸付制度を令和2年2月1日の前日に有していた場合において、当該地方公共団体等が従来の特別預託等貸付制度の下では貸付けを受けられなかった特定事業者に対して、従来の制度と同等の条件の特別預託等貸付制度を設け、その特別預託等貸付制度の下で預託等貸付金融機関が行う金銭の貸付け



(転貸者が特別に有利な条件で行う金銭の貸付け)

(問7) 問3⑦の「転貸者」が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。

(答)

「転貸者」が行う金銭の貸付けのうち、次の①から④までのいずれかの貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当します(新型コロナ税特令8②四、新型コロナ税特規則6)。

① 沖縄振興開発金融公庫、株式会社商工組合中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫(以下「沖縄振興開発金融公庫等」といいます。)が一般事業者に対する特別転貸制度(他の転貸制度よりも有利な条件(貸付金の利率、据置期間又は貸付限度額をいいます。)で行われる転貸制度をいい、指定災害の被害者に対する特別転貸制度<sup>(注)</sup>を除きます。②及び③において同じ。)を令和2年2月1日の前日に有していなかった場合において、沖縄振興開発金融公庫等が特定事業者に対する特別転貸制度を設け、その特別転貸制度の下で転貸者が行う金銭の貸付け

(注) 租税特別措置法第91条の4第1項の規定が適用される特別転貸制度をいいます。

② 沖縄振興開発金融公庫等が一般事業者に対する特別転貸制度を令和2年2月1日の前日に有していた場合において、沖縄振興開発金融公庫等が特定事業者に対して、従来の特別転貸制度よりも有利な条件の特別転貸制度を設け、その特別転貸制度の下で転貸者が行う金銭の貸付け

③ 沖縄振興開発金融公庫等が一般事業者に対する特別転貸制度を令和2年2月1日の前日に有していた場合において、沖縄振興開発金融公庫等が従来の特別転貸制度の下では貸付けを受けられなかった特定事業者に対して、従来の制度と同等の条件の特別転貸制度を設け、その特別転貸制度の下で転貸者が行う金銭の貸付け

④ 沖縄振興開発金融公庫等(株式会社商工組合中央金庫を除きます。)が有する特定事業者(株式会社日本政策金融公庫法第2条第2号に規定する農林漁業者であるものに限ります。)に対する転貸制度(貸付金の償還期間が1年以上のもので、国が補助その他の助成を行うことにより実質的に利子が軽減されるなど【問5④】の貸付けの条件と同等の貸付条件のものに限ります。)の下で転貸者が行う金銭の貸付け

(指定金融機関が特別に有利な条件で行う金銭の貸付け)

(問8) 問3⑧の「指定金融機関」が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。

(答)

「指定金融機関」が行う金銭の貸付けのうち、「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのは、特定事業者に対して危機対応業務として行う特定資金の貸付けです(新型コロナ特令8②五)。

※ 「危機対応業務」とは、株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定により認定された同法第2条第5号に規定する危機対応業務をいい、「特定資金」とは、同条第4号に規定する特定資金をいいます(新型コロナ特令8①三)。

(融資機関が特別に有利な条件で行う金銭の貸付け)

(問9) 問3⑨の「融資機関」が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。

(答)

「融資機関」が行う金銭の貸付けのうち、次の①又は②のいずれかの貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当します(新型コロナ特令8②六、新型コロナ特規則6④)

- ① 特定事業者に対する農業近代化資金融通法第2条第3項に規定する農業近代化資金、漁業近代化資金融通法第2条第3項に規定する漁業近代化資金又は漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第8条第1項に規定する資金の貸付け(特定事業者以外の者に対して行う金銭の貸付けよりも有利な条件(国が補助その他の助成を行うことにより当初5年間<sup>(注)</sup>は特定事業者以外の者に対する金銭の貸付けに比べ実質的に利子が軽減される金銭の貸付けであること)に該当するもの)に限ります。)
- ② 特定事業者(農業、林業又は漁業を営む者であるもの)に限ります。)に対して行う金銭の貸付け(農業、林業又は漁業に係る借入金の借換えのための資金に係るもので、国が補助その他の助成を行うことにより当初5年間<sup>(注)</sup>は特定事業者以外の者に対する金銭の貸付けに比べ実質的に利子が軽減される金銭の貸付けに限ります。)

(注) 「当初5年間」には、貸付期間が5年未満の金銭の貸付けについて、その期間すべてにおいて実質的に利子が軽減される場合を含みます。

(有利な貸付条件の判定)

(問 10) 従来から有している他の金銭の貸付制度の条件に比べて有利な条件で行われる金銭の貸付制度かどうかはどのように判定するのですか。

(答)

問3の①「地方公共団体」及び⑥「預託等貸付金融機関」が行う貸付制度については、「利率」、「据置期間」、「貸付限度額」、「償還期間」、「貸付金の返済方法」、「貸付金の使途」、「担保の提供」、「借換えの可否」又は「保証料率」のいずれかが有利となっているかどうかで判定します(問4、問6参照)。

問3の②から⑤までの者(政府系金融機関)及び⑦「転貸者」が行う貸付制度については、「利率」、「据置期間」又は「貸付限度額」のいずれかが有利となっているかどうかで判定します(問5、問7参照)。

(転貸者が行う金銭の貸付け)

(問 11) 沖縄振興開発金融公庫等が新設した特別転貸制度の下で、転貸者が金銭の貸付けを受け、沖縄振興開発金融公庫等の定めるところにより、特定事業者に対して貸付けを行います。沖縄振興開発金融公庫等と転貸者との間で作成される消費貸借契約書は非課税対象となりますか。

(答)

沖縄振興開発金融公庫等が新設した特別転貸制度の下で金銭の貸付けを受けた転貸者が、特定事業者に対して行う金銭の貸付けは、印紙税が非課税とされる金銭の貸付けに該当し、転貸者と特定事業者との間で作成される消費貸借契約書は、非課税措置の対象となります(新型コロナ税特令8①四)。

一方で、沖縄振興開発金融公庫等が転貸者に対して行う金銭の貸付けは、特定事業者に対して行う金銭の貸付けではないことから、沖縄振興開発金融公庫等と転貸者との間で作成される消費貸借契約書は、非課税措置の対象となりません。(新型コロナ税特法通達4(2)ロ)。

(貸付者が作成する契約書)

(問 12) 特定事業者に対する問1の①から④までの全ての要件を満たす金銭の貸付けに係る消費貸借契約書のうち、貸付者である金融機関が作成する契約書も非課税措置の対象になりますか。

(答)

金銭の貸付けに係る消費貸借契約書については、貸付者である金融機関が作成するもの(例えば、貸付決定通知書)も、非課税措置の対象となります(新型コロナ税特法通達4(1)イ)。

(事務代理人が作成する契約書)

(問 13) 特定事業者に対する問 1 の①から④までの全ての要件を満たす金銭の貸付けに係る消費貸借契約書のうち、公的貸付機関等から貸付業務の事務の代理を受けた民間金融機関が作成するものも、非課税措置の対象になりますか。

(答)

金銭の貸付けに係る消費貸借契約書については、事務代理人が作成するものも、非課税措置の対象となります(新型コロナ特法通達 4(1)イ)。

(2以上の号の課税事項を記載した契約書)

(問 14) 一の文書が、特定事業者に対する問 1 の①から④までの全ての要件を満たす金銭の貸付けに係る消費貸借契約書(第 1 号の 3 文書)と売上代金以外に係る金銭等の受取書(第 17 号の 2 文書)とに該当し、通則 3 のイの規定により文書の所属が消費貸借契約書(第 1 号の 3 文書)となる場合、非課税措置の対象になりますか。

(答)

通則 3 のイの規定により文書の所属が消費貸借契約書(第 1 号の 3 文書)となる場合には、その文書全体が非課税となります。

(注) 所属が決定されなかった売上代金以外に係る金銭等の受取書(第 17 号の 2 文書)としての課税関係は生じません(新型コロナ特法通達 4(1)ロ)。

(新型コロナウイルス感染症の発生により作成する変更契約書)

(問 15) 新型コロナウイルス感染症の発生前に作成された消費貸借契約書の記載事項について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により借主である事業者の経営に影響を受けたことに起因して、例えば、返済期限の変更をする契約書は、非課税措置の対象になりますか。

(答)

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により借主である事業者の経営に影響を受けたことに起因して返済期限の変更を約する契約書であっても、原契約が新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者(特定事業者)に対して当該影響を受けたことを条件として行う金銭の貸付けに関して作成される消費貸借契約書ではないことから、当該変更契約書については、非課税措置の対象となりません。(新型コロナ特法通達 4(2)注書)。

(特別に有利な条件が適用される限度額を超えて行われる貸付けに係る消費貸借契約書)

(問16) 当市では、特定事業者向けに、貸付限度額1億円(そのうち特別に有利な条件が適用されるのは3,000万円まで)の貸付制度を設けており、この貸付制度の下で5,000万円を貸し付けることとする消費貸借契約書を作成しましたが、非課税措置の対象になりますか。

(答)

特別に有利な条件(利率、据置期間、貸付限度額、償還期間、貸付金の返済方法、貸付金の用途、担保の提供、借換えの可否又は保証料率)が適用される限度額を超えて貸付けを受ける場合に作成される消費貸借契約書であっても、その文書全体が非課税措置の対象となります(新型コロナ特法通達4(1)ハ)。

## 2 一定の金融機関が行う一定の金銭の貸付けに係る消費貸借契約書についての非課税措置

※ 「公的貸付機関等」が行う一定の金銭の貸付けとの共通事項

問2（「特定事業者」の意義）

問12（貸付者が作成する契約書）

問13（事務代理人が作成する契約書）

問14（2以上の号の課税事項を記載した契約書）

問15（新型コロナウイルス感染症の発生により作成する変更契約書）

（非課税措置の対象となる「消費貸借契約書」）

（問17） 新型コロナ税特法により、印紙税が非課税とされることとなった一定の金融機関が行う一定の金銭の貸付けに係る「消費貸借契約書」とは、どのようなものですか。【令和7年4月改訂】

（答）

印紙税が非課税とされる一定の金融機関が行う金銭の貸付けに係る「消費貸借契約書」とは、次の①から⑤までの全ての要件を満たす金銭の貸付けに関して作成される消費貸借契約書で、令和7年8月31日までに作成されるものです（新型コロナ税特法11②、新型コロナ税特令8⑤⑥）。

- ① 金銭の貸付けを受ける者が「特定事業者」（問2参照）であること
- ② 金銭の貸付けを行う者が、銀行、信用金庫など一定の金融機関（問18参照）であること
- ③ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けたことを条件として行う金銭の貸付けであること
- ④ 他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付け（特別貸付け）（問19参照）であること
- ⑤ 特定事業者に対する特別貸付けであることが消費貸借契約書において明らかにされている（問22参照）こと

（一定の金融機関）

（問18） 「一定の金融機関」とは、どのような者をいうのですか。【令和2年6月改訂】

（答）

「一定の金融機関」とは、具体的には次の者をいいます（新型コロナ税特令8④）。

- ① 銀行 ② 信用金庫 ③ 信用協同組合 ④ 労働金庫 ⑤ 信用金庫連合会
- ⑥ 協同組合連合会 ⑦ 労働金庫連合会 ⑧ 農業協同組合
- ⑨ 農業協同組合連合会 ⑩ 漁業協同組合 ⑪ 漁業協同組合連合会
- ⑫ 水産加工業協同組合 ⑬ 水産加工業協同組合連合会 ⑭ 農林中央金庫
- ⑮ 株式会社商工組合中央金庫 ⑯ 株式会社日本政策投資銀行

(特別に有利な条件で行う金銭の貸付け)

(問 19) 一定の金融機関が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。

(答)

一定の金融機関が行う金銭の貸付けのうち、「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのは、特定事業者に対して行う次の①、②又は③のいずれかの要件を満たす金銭の貸付け（特別貸付け）です（新型コロナ特令 8⑤、新型コロナ特規則 6⑤）。

- ① 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号の規定による認定を受けた者又は同法第 2 条第 6 項の規定による認定を受けた者に対する金銭の貸付け
- ② 中小漁業融資保証法第 4 条第 1 号、農業信用保証保険法第 8 条第 1 号、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第 6 条第 1 項第 3 号又は独立行政法人農林漁業信用基金法第 12 条第 1 項第 5 号に規定する債務の保証（その債務の全部を保証するもので、担保（保証人の保証（経営者等の保証を除く。）を含み、その保証に係る貸付金の対象物件を除きます。）の提供を要しないものに限り）を受けた者に対する金銭の貸付け
- ③ 貸付金の据置期間が 6 か月以上であり、かつ、その償還期間が 1 年以上である金銭の貸付け

(「貸付金の据置期間が 6 月以上であるもの」の意義)

(問 20) 当銀行では、特定事業者を対象として、次のような貸付制度を設けましたが、この貸付制度の下で行われる金銭の貸付けは問 19③の特別に有利な条件で行う金銭の貸付け（特別貸付け）に該当しますか。

- ・ 据置期間は設定されていない。
- ・ 償還期間 1 年
- ・ 1 年後一括返済

(答)

一定の金融機関が行う金銭の貸付けのうち、貸付金の据置期間が 6 か月以上であり、かつ、その償還期間が 1 年以上である金銭の貸付けは非課税措置の対象となる金銭の貸付け（特別貸付け）に該当することとされています（新型コロナ特令 8⑤三）。

ご質問の貸付制度は、償還期間が 1 年であり、1 年後一括返済となっていますから、実質的に貸付金の据置期間が 6 ヶ月以上の貸付制度と認められます。

したがって、問 19③の特別に有利な条件で行う金銭の貸付け（特別貸付け）に該当するものとして取り扱っていただいて差し支えありません。

(既存の貸付制度の下で行う金銭の貸付け)

(問 21) 当銀行では、特定事業者以外の者に対しても融資が可能な既存の貸付制度の下で、特定事業者を対象に、その経営に影響を受けたことを条件として貸付条件を優遇して貸付けを行いました。この貸付けは非課税措置の対象となる金銭の貸付けに該当しますか。

(答)

一定の金融機関が行う金銭の貸付けのうち、非課税措置の対象となる金銭の貸付けは、次の①から⑤までの全ての要件を満たす金銭の貸付けです（新型コロナ税特令8⑤⑥）。

- ① 金銭の貸付けを受ける者が「特定事業者」（問2参照）であること
- ② 金銭の貸付けを行う者が、銀行、信用金庫など一定の金融機関（問18参照）であること
- ③ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けたことを条件として行う金銭の貸付けであること
- ④ 他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付け（特別貸付け）（問19参照）であること
- ⑤ 特定事業者に対する特別貸付けであることが消費貸借契約書において明らかにされている（問22参照）こと

したがって、特定事業者以外の者に対しても融資が可能な既存の貸付制度の下で行う金銭の貸付けであっても、上記の全ての要件を満たす場合には、その金銭の貸付けは非課税措置の対象となる金銭の貸付けに該当します。

(消費貸借契約書において明らかにされているもの)

(問 22) 新型コロナ税特令第8条第6項に規定される「特定事業者に対する特別貸付けであることが当該消費貸借契約書において明らかにされているもの」とは、どのようなものをいうのですか。

(答)

特定事業者に対する特別貸付けであることが消費貸借契約書において明らかにされているものとは、例えば、次のようなものをいいます。

- ① 約款において特定事業者に対する特別貸付けであることが明示されているもの
- ② 特定事業者に対する特別貸付けである旨を金融機関が確認し、その旨が消費貸借契約書に記載されているもの
- ③ 特定事業者に対する特別貸付けである旨を金融機関が証明する書類が消費貸借契約書に添付されているもの
- ④ 特定事業者に対する新型コロナ税特令第8条第5項第1号又は第2号に規定する債務の保証であることを認定する市区町村の認定書（写しでも可）が消費貸借契約書に添付されているもの
- ⑤ 特定事業者に対する新型コロナ税特令第8条第5項第1号又は第2号に規定する債務の保証であることを証明する信用保証協会の信用保証書が消費貸借契約書に添付されているもの



### 3 過誤納確認関係

(施行前に作成した消費貸借契約書について既に印紙税を納付している場合)

(問 23) 新型コロナ税特法が施行されるまでの間に、施行後であれば非課税措置が適用される金銭借用証書を作成し、株式会社日本政策金融公庫に提出しました。  
この金銭借用証書には、既に収入印紙を貼付していますが、救済措置はあるのでしょうか。【令和7年4月改訂】

(答)

新型コロナ税特法により印紙税が非課税とされる契約書は、特定事業者に対して新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けたことを条件として行う一定の要件を満たす金銭の貸付けに関して作成される「消費貸借契約書」で、令和7年8月31日までに作成されるものです。(問1、17参照)

同法の施行日の前日(令和2年4月29日)まで(独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う金銭の貸付け及び一定の金融機関として株式会社日本政策投資銀行が行う金銭の貸付けに係る消費貸借契約書については、令和2年6月25日まで)に作成したのものについて、印紙税が納付されている場合には、印紙税の過誤納があったものとみなすこととされています(新型コロナ税特法附則6、新型コロナ税特令の一部を改正する政令附則2)。

この場合、納税地<sup>(注)</sup>の所轄税務署長の過誤納確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。

(注) 共同作成文書でない文書の場合、その文書上に作成場所が記載されている場合を除き、文書の作成者の住所地が納税地となります(印紙税法6五、印紙税法施行令4①)。

過誤納確認申請手続の際は、印紙税過誤納確認申請書の提出とともに、非課税となる契約書(金銭借用証書)の原本を提示又は過誤納となった事実を金融機関等(公的貸付機関等(問3参照)又は一定の金融機関(問18参照))が証明した書類の原本を提出する必要があります。(新型コロナ税特令附則4、新型コロナ税特令の一部を改正する政令附則3、印紙税法施行令14②)

(注) 契約書等の原本が金融機関等に保管されている場合や、過誤納となった事実を金融機関等が証明した書類の発行については、借入先の金融機関等にお問合せください。

(特例法の施行日以後に作成したものに印紙税を納付した場合)

(問 24) 新型コロナ特法の施行日以後に作成した非課税とされる契約書について、非課税措置を知らずに印紙税を納付してしまいましたが、印紙税の過誤納確認申請ができますか。

(答)

非課税とされる契約書に誤って印紙税を納付したものですので、過誤納確認申請ができます(過誤納確認申請の手続については、問 23 参照)。

(印紙税過誤納確認申請の期限)

(問 25) 印紙税の過誤納確認申請は、いつまでできるのですか。

(答)

印紙税の過誤納確認申請は、契約書の作成日から5年間行うことができます。

(参考)

印紙税を含めた国税に関する過誤納金についての国に対する請求権は、その請求することができる日から5年を経過することによって消滅します(国税通則法 74①)。